

(別紙1)

### 国際貿易される無菌バレイショの増殖資材とミニチューバー

国際貿易で取引される無菌培養により作出されたバレイショ増殖資材及びミニチューバー\*について、その生産、維持、証明制度、国家植物防疫機関の責任、職員の資質、監査等の要件に関するガイドライン。

\*バレイショ増殖資材とは、組織培養によって無菌条件下で生産されたバレイショの塊茎（1～5g程度）。

ミニチューバーとは、組織培養により増殖した苗を用いて、ガラス室等の施設内で人工培養土により生産されたバレイショの塊茎（5～30g程度）。

### ミバエ類のトラッピング（ISPM No. 26 の付録）

ミバエ類の発生状況、防除状況、使用場面及び調査目的に応じたトラップ調査方法に関するガイドラインで、ISPM No. 26(ミバエ類の無発生地域の設定)の付録として作成されている。なお、ミバエ類の低発生地域の国際基準にも適用できるもの。

### 隔離検疫施設の設計と運営

輸入された植物の隔離植物検疫（PEQ）中の病害虫及び病害虫の付着した可能性のある植物を封じ込めるためのPEQ施設の設計と運営に関するガイドライン。

### ISPM No. 5(植物検疫用語集) の改正

「有用生物（Beneficial Organism）」の用語の定義\*は、一般的に理解されるものであることからISPM No.5の用語集の中より削除することを提案。

\*定義：生物的防除資材を含め、植物又は植物生産物にとって直接的又は間接的に有益な生物(any organism directly or indirectly advantageous to plants or plant products, including biological control agents)

### 害虫に対する放射線照射（ISPM No. 28 の附属書）

ISPM No. 28(病害虫に対する植物検疫処理)の附属書として、以下の害虫に対する5本の放射線照射による植物検疫処理基準が提案されている。なお、加盟国に対し、当該処理基準の認定、登録又は領土内での使用の採否に関するいかなる義務も課するものではない旨規定されている。

| 対象害虫   | 効果        | 最低吸収線量 | 対象品目     |
|--|-----------|--------|----------|
| <i>Conotrachelus nenuphar</i> (スモモゾウムシ)                      | 成虫不妊化     | 92Gy   | 全ての果物、野菜 |
| <i>Cylas formicarius elegantulus</i> (アリモドキゾウムシ)             | 次世代成虫成長防止 | 140Gy  | 全ての果物、野菜 |
| <i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)                       | 次世代成虫成長防止 | 145Gy  | 全ての果物、野菜 |
| <i>Grapholita molesta</i> (ナシヒメシンクイ)                         | 羽化防止      | 232Gy  | 全ての果物、野菜 |
| <i>Grapholita molesta</i> under hypoxia<br>(ナシヒメシンクイ (低酸素下)) | 産卵防止      | 232Gy  | 全ての果物、野菜 |

### ミナミキイロアザミウマの診断プロトコル（ISPM No. 27 の附属書）

ISPM No. 27 (病害虫に対する診断プロトコル)の附属書として、*Thrips palmi* (ミナミキイロアザミウマ)を対象とした診断プロトコル(手順)が提案されている。その分類上の位置づけを記述し、発見と同定のための方法を提供するガイドライン。